

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (5-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 市民福祉部 ● こども子育て課 ○ こども子育て担当、こども支援担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 根室市ファミリーサポートセンター運営業務委託契約において、</p> <p>① 年度末の完了届に添付された年間実績報告書と、各月の実績報告書の件数等が一致していない月や、収支決算書に記入漏れ等があるにもかかわらず検査合格としており、不適切な事務処理となっているので、検査は慎重に実施されたい。</p> <p>② 契約書第11号第2項に基づき、各月の事業実績報告書は活動の実績及び業務を履行した日ごとに業務内容を記載しなければならないが、日ごとに記載されていないものが一部あるので、確認の徹底及び受託者に対し指導されたい。</p> <p>(2) ひとり親等給付金システム改修業務委託契約において、仕様書に記載の作業スケジュールが、別紙「ひとり親等給付金システム改修スケジュール」となっているが、執行時の契約書(案)及び契約書のいずれにも別紙が添付されていないので、契約書の作成にあたっては確認を徹底をされたい。</p> <p>2. その他の事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務手当算出連絡書において、時間外勤務命令簿の時間数より短い時間数で記載されている日や、記載漏れしている日があり、支給額に不足が生じているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1)</p> <p>①担当内での確認行為が不十分だったことによるもの。</p> <p>②担当内での確認行為、契約内容の把握・理解が不足していたため。</p> <p>(2)担当内での確認行為が不十分だったため。</p> <p>(1)時間数の積算方法の誤り及び担当内での確認が不足していたため。</p>	<p>複数名による確認を行うなどチェック体制を見直し、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>契約内容を十分に理解した上で、複数による確認を徹底するとともに、受託者に対しても、指摘事項を説明・指導の上、是正してまいります。</p> <p>担当内において確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>以後、積算方法についてしっかりと理解を深めるとともに、担当内で確認方法の見直しを図り、適切な事務処理に努めてまいります。 また、支給額不足についても、速やかに精算の上、是正してまいります。</p>

## 監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第4号 (5-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>● 社会福祉課 ○ 社会援護担当</p> <p>1. 収入事務について 【指摘事項】 (1) 生活保護費道費負担金の調定において、当初交付決定を受けた際に調定されておらず、変更申請で0円となったことにより、調定何票自体作成されないまま事務処理がされているので、会計規則第18条第1項の規定に基づき、債権の確定した時点で調定し、調定金額に変更が生じた場合は、会計規則第20条第1項の規定に基づき、増加または減少額について調定されたい。【前回指摘事項】</p> <p>2. 支出事務について 【指摘事項】 (1) 根室市民生委員児童委員協議会運営補助金の支出において、当初の補助金交付決定額と相違した金額で支出負担行為何票が作成されており、後日差額分の支出負担行為何票が作成されているが、不適切な事務処理となっているので、書類作成の際には確認を徹底されたい。</p> <p>3. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 価格高騰支援給付金システム改修業務委託契約において、執行何書に添付されている契約書案に業務委託料及び受注者名が記載されており、不適切な事務処理となっているので、是正されたい。</p> <p>4. 財産管理について 【指摘事項】 (1) 備品一覧表において、使用者変更がされていない備品が散見されるので、速やかに使用者変更されたい。</p> <p>5. その他の事務について 【指摘事項】 (1) 会計年度任用職員の時間外勤務命令において、出勤簿と時間外勤務命令簿で勤務時間が相違しているものがあるので、内容を精査のうえ適切な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 前例踏襲により2千円の交付決定を受けたものの、道費負担金の収入見込みがゼロであることから事務処理を怠ったことによるもの。 また、当初調定をあげていないことから、交付額が0円に変更となった段階での減額調定も行わなかったもの。</p> <p>(1) 書類作成時の確認不足によるもの。</p> <p>(1) 書類作成時の確認不足によるもの。</p> <p>(1) 確認不足により失念していたもの。</p> <p>(1) 担当内での確認行為が不十分だったため。</p>	<p>令和5年度より調定を起し、事務改善を図ったところであり、交付額確定後に、速やかに変更の調定を確実に行うことといたします。</p> <p>今後、確認作業を強化するとともに、適正に事務処理いたします。</p> <p>課内での確認作業を強化し、今後、適正に事務処理いたします。</p> <p>課内での確認作業を強化し、今後、適正に事務処理をいたします。</p> <p>課内での確認作業を強化し、今後、適正に事務処理をいたします。 時間外勤務命令簿の勤務時間が正しく、出勤簿の勤務時間の訂正を行い是正いたしました。</p>

## 監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第4号 (5-3)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>○ 福祉担当</p> <p>1. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 令和5年1月利用分放課後デイサービス利用者負担額請求書の請求明細において、一部利用者の利用者負担額が、給付費等明細書と相違しており、差額335円の過払いが生じているので、請求内容を精査確認のうえ適切な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 難病等患者保護者への援護費の支給において、航空機利用の患者への交通費の算定に誤りがあり、合計で2件6,380円の不足支給となっているので、申請内容を精査確認のうえ適切な措置を講じられたい。</p>	<p>(1)担当内での確認行為が不十分だったため</p> <p>(2)担当内での確認不足により、算定金額を誤って支給したことによるもの。</p>	<p>今後、確認作業を強化するとともに、適正に事務処理いたします。 なお、この請求に係る過不足額は発生していないものを確認済みであります。</p> <p>今後、確認作業を強化するとともに、適正に事務処理いたします。 なお、この支給に関し速やかに発議し、不足額については、すでに支給処理済みであります。</p>

## 監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第4号 (5-4)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>● 保健課 ○ 国保・年金担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 国民健康保険システム改修業務委託契約において、契約書第10条第2項及び第11条第2項の遅延利息を2.8%としているが、契約規則第35条の規定に基づく遅延利息は2.5%であるので、契約書の作成にあたっては、確認の徹底を図らねたい。</p> <p>(2) 特定健康診査等情報提供委託契約において、契約書第6条に基づく委託料の請求は、翌月10日までとなっているが、数日遅延している月があるので、確認の徹底及び、受託者に対し指導されたい。</p> <p>○ 保険税担当</p> <p>1. 支出事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 消耗品の購入において、令和5年4月24日に納品及び検収したものを令和4年度予算で支出しているが、令和5年3月31日までに納品及び検収が完了しないものは令和4年度予算から支出することはできず、理由によっては地方自治法第220条第3項ただし書きに基づく事故繰越の手続きが必要となるが、令和5年3月31日に支出負担行為何票を起票していることから、事故繰越には該当しないので、年度末の予算執行については特に留意されたい。</p> <p>○ 健康推進担当、こども保健担当</p> <p>1. 支出事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 修繕料の請求書において、消費税額の計算が誤っている請求書で支出処理されているものがあるので、請求金額等確認のうえ事務処理されたい。</p>	<p>(1)契約書作成の際の確認不足のため。</p> <p>(2)契約書に記載の条項の確認不足のため。</p> <p>(1)令和4年度消耗品購入について、令和5年3月31日に支出負担行為何票を起票していたため、令和4年度の予算で支出するものと認識を誤っていたため。</p> <p>(1)業者からの請求書の消費税記載欄に誤りがあるのを気付かず、確認不足により支出事務をおこなったもの。</p>	<p>今後、契約書類等の作成においては、関係法令を遵守のうえ、適正に処理いたします。</p> <p>今後、委託料の支出においては、受託者へ請求書の回付期限について改めて指導のうえ、適正に処理いたします。</p> <p>今後、年度末の予算執行については、十分注意を払い適正に処理いたします。</p> <p>今後、確認作業を強化するとともに、適正に事務処理いたします。 なお、この請求に係る過不足額は発生していないものを確認済みであります。</p>

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (5-5)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>2. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 歯舞診療所及び歯舞、厚床歯科診療所除雪機械賃貸借契約において、契約書第4条に基づく借上車の規格性能整備状況等については、発注者の検査を受けなければならないが、検査が実施されていないので、契約書に基づき履行されたい。</p> <p>(2) 医療資機材の売買契約において、契約書第2条では納入場所が「根室市役所保健課」と記載されているが、実際は受注者が市の指示により市内各医療機関及び介護施設に直接納品しており、契約書通り履行されていない。受注者に対し市の指示により複数の箇所に直接納品させる場合、あらかじめ指名競争入札の通知文及び仕様書、契約書に記載されたい。</p> <p>3. 財産管理について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 備品一覧表において、使用者変更がされていない備品が散見されるので、速やかに使用者変更されたい。</p>	<p>(1) 契約書類の確認不足によるもの</p> <p>(2) 契約書類の確認不足及び担当者の認識誤りによるもの。</p> <p>(1) 確認不足により失念していたもの。</p>	<p>契約事務に対する認識を徹底するとともに、課員全体による確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>契約事務に対する認識を徹底するとともに、課員全体による確認作業を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、確認作業を強化するとともに、適正に事務処理いたします。</p>